

# 志布志港・川内港輸出入促進トライアル事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、志布志港及び川内港の利用促進を図るため、予算の定めるところにより荷主企業が新規に志布志港及び川内港を利用したコンテナ貨物の運送実験に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象、補助対象経費並びに補助率)

第2条 補助金の交付の対象、対象経費並びにこれに対する補助率は、次のとおりとする。

補助対象	補助対象経費	補助率	上限額
荷主企業	海上輸送費, 国内陸上輸送費, 国内荷役料, 梱包料, 輸出入諸経費	1 / 2 以内	1 事業者当り 【輸出】 1,500 千円 【輸入】 750 千円

2 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 経費積算内訳（別記第3号様式）
- (3) 収支予算書（別記第4号様式）
- (4) 事業スケジュール表（別記第5号様式）
- (5) コンテナ取扱見込確認書（別記第6号様式）
- (6) 事業申請資格確認申請書（別記第7号様式）
- (7) 決算書の写し（直近2期分）
- (8) 登記事項証明書（個人事業者の場合は、現に事業活動を行っていることを証明できるもの。）
- (9) その他知事が必要と認める書類

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 志布志港又は川内港を新規に利用する事業であること。ただし、県内他港湾から志布志港又は川内港への利用港湾の変更を除く。
- (2) 下記に示す3つの要件を全て満たす事業であること。
  - ア 志布志港又は川内港の輸出入強化に資する計画であること。
  - イ 事業実施により事業実施翌年から5年以内に年間25TEU以上の取扱が見込めること。

- ウ モーダルシフトやリスク分散，物流の効率化に資すること。
- (3) 下記に示す運送実験の効果検証への協力，結果活用に同意すること。
  - ア 補助事業者がもつ運送実験関連情報を県に提供すること。
  - イ 補助事業期間中に実施する運送実験に係る県の調査へ協力すること。
  - ウ 利用事例として，調査結果のポートセールスへの活用に同意すること。
  - エ 補助事業期間終了後の継続的な県の調査へ協力すること。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は，補助金交付決定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は，次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分で，20%を超える増減
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし，次に掲げる軽微な変更を除く。
  - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく，かつ，補助事業者の自由な創意により，より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
  - イ 補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
- 2 規則第7条第1項の補助金変更申請書は，別記第9号様式によるものとし，同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は，次のとおりとする。
  - (1) 事業変更計画書
  - (2) 変更収支予算書
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は，変更承認のみを行う場合は補助金変更承認通知書（別記第10号様式）により，変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は，補助金変更交付決定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は，交付の決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(状況報告等)

- 第8条 規則第11条第1項の規定による状況報告は，別記第12号様式によるものとし，補助事業者は，知事の求めがあった場合には，速やかに知事に提出しなければならない。
- 2 規則第11条第2項の規定に定める承認または報告は，次に定めるところにより行うものとする。
    - (1) 補助事業者は，補助事業を中止し，又は廃止しようとするときは，あらかじめ，申請書（別記第13号様式）を知事に提出し，その承認を受けること。
    - (2) 補助事業者は，補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは，速やかに補助事業遅延等報告書（別記第14号様式）を知事に提出し，その指示を受けること。

(実績報告)

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第15号様式によるものとする。

2 規則第14条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第16号様式）
- (2) 収支精算書（別記第17号様式）
- (3) 船荷証券（B/L）の写し
- (4) 送り状（Invoice）の写し
- (5) パッキングリストの写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業が完了したとき若しくは第8条第2項第1号の規定による廃止の承認を受けたときから30日以内、又は知事が別に定める日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第18号様式）により行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 規則第16条第1項の補助金交付請求書は、別記第19号様式のとおりとする。

(成果の発表)

第12条 知事は、補助事業者が行った補助事業の成果について必要があると認めるときは、当該補助事業者にこれを発表させることができるものとする。

(雑 則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。